

○松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付要綱

令和4年3月22日告示第49号

改正

令和5年3月23日告示第101号

令和7年3月25日告示第95号

松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、世界的なカーボンニュートラルに向けた動きの中で、市内企業等が、いち早くカーボンニュートラルに対応した事業体制を構築することにより、サプライチェーンにおける優位性の確保、ひいては取引規模の拡大や新たな販路を開拓することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、松阪市内に本社又は事業所を有する事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）であって、本市の市税の滞納をしていないものとする。

(補助対象事業、補助対象経費及び実施期間)

第4条 補助対象事業は、別表第1に掲げる事業とし、補助対象経費は、別表第2に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 事業の実施期間は、補助金交付決定を受けた年度内とする。

(交付額)

第5条 補助金の額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

3 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の完納証明書（発行から3か月以内のもの）

(2) 会社パンフレット等

(3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて

現地調査及び申請者からの聞き取り等を行うとともに、総合的に判断して交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（変更交付申請）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の軽微な変更とは、変更の内容が、事業の能率的又は効率的な実施に資するもの、かつ、補助目的の達成に支障がないものであって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助金交付決定額が変更しない範囲で対象経費を変更するもの
- (2) 事業の目的を損なわない範囲で事業計画の細部を変更するもの
- (3) その他市長が軽微な変更と認めるもの

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の支出関係を証明する書類（請求書及び領収書等）の写し
- (2) 補助事業の実施状況写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 前条の確定通知を受けた者は、当該確定通知を受けた日から起算して30日以内に松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

(終期等)

第13条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別の事情がない限り令和10年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助の実施期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第101号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第95号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業

事業内容	補助率	限度額
次のいずれかに該当し、中小企業者が自ら策定した事業計画書に基づき実施するもの	補助対象経費の2分の1以内	(1) は250千円／件 (2) は500千円～

(1) 省エネ最適化診断、省エネ対策検討、温暖化ガス排出量等算定に係る事業 (2) 省エネ機器への更新および設備改良に係る事業（ただし照明のＬＥＤ化は対象外） (3) 自己消費用発電装置等の設置に係る事業 (4) その他市長が適当と認めたもの		2,000 千 円 ／ 件 、 (3) は1,000千円／件
--	--	-----------------------------------

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内容
報償費・旅費	専門家の謝金・旅費等
委託費	コンサル委託料、診断費、算定費等
設計費・設備費・工事費	設備導入・改良に係る費用等
その他	その他市長が認める経費

※補助対象経費は、別表第1の補助対象事業に係る経費とする。